

公立大学法人北九州市立大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員（第8条—第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条—第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条—第23条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）

第5章 資本金等（第26条・第27条）

第6章 雑則（第28条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人北九州市立大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、北九州市立大学（第17条第4号、第18条第2項第4号、第20条第1項第5号及び第21条第2項第6号を除き、以下「大学」という。）を北九州市小倉南区北方四丁目2番1号に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、北九州市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を北九州市に置く。

（特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の別）

第6条 法人は、一般地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、北九州市公報に登載して行う。

第2章 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があると

きはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が法第13条第6項各号に掲げる書類を北九州市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命）

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

- 2 学長を選考するため、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）において選出された者
 - (2) 第21条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から同条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）において選出された者
- 6 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、選考会議を主宰する。
- 8 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命等）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務局長（以下「事務局長」という。）は、理事となるものとする。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、学外者（法人の役員又は職員以外の者をいう。以下同じ。）が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、4年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際に学外者であったときの第12条第3項の規定の適用については、その再任の際に学外者とみなす。

(役員会)

第15条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員会の招集及び議事)

第16条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、役員会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者

3 前項第4号に掲げる委員は、5人以上とする。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

5 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経

営に関するもの

- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、定数管理、福利厚生その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、前項第5号に掲げる事項並びに同項第6号に掲げる事項のうち教員の人事及び評価に関する事項について審議するときは、あらかじめ、教育研究審議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 大学の副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
- (6) 学外者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究審議会の意見を聴いて学長が指名する者

(招集及び議事)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事及び評価に関する事項（第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 第20条第2項に規定する教育研究審議会の意見
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 地域社会及び国際社会において、大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を北九州市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として北九州市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を北九州市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

付 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(学長の任命に関する特例)
- 2 第11条第3項の規定による大学の設置後最初の学長の任命は、同項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとする。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 前項に規定する副理事長の任期は、第14条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

(教育研究審議会の委員に関する特例)

- 5 第21条第2項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の教育研究審議会は、同条第2項第1号から第4号までに掲げる委員で構成するものとする。

付 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成19年6月18日認可)

付 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成26年3月31日認可)

付 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成29年3月30日認可)

付 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の施行の際現に公立大学法人北九州市立大学の監事である者の任期については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日認可)

別表第1 (第26条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積(平方メートル)
土地	小倉南区北方四丁目418番2	学校用地	512.00
土地	小倉南区北方四丁目419番2	学校用地	2,236.00
土地	小倉南区北方四丁目421番2	学校用地	524.00
土地	小倉南区北方四丁目431番2	学校用地	3,175.00
土地	小倉南区北方四丁目485番	学校用地	7,758.00
土地	小倉南区北方四丁目498番1	学校用地	5,040.00
土地	小倉南区北方四丁目506番	学校用地	16,794.00
土地	小倉南区北方四丁目511番	学校用地	3,204.00
土地	小倉南区北方四丁目513番	学校用地	2,489.00
土地	小倉南区北方四丁目514番	学校用地	1,045.00
土地	小倉南区北方四丁目515番	学校用地	624.00
土地	小倉南区北方四丁目522番	学校用地	934.00
土地	小倉南区北方四丁目523番	学校用地	429.00
土地	小倉南区北方四丁目527番	学校用地	2,814.00
土地	小倉南区北方四丁目532番2	学校用地	152.00

土地	小倉南区北方四丁目 428 番 3	学校用地	1,778.00
土地	小倉南区北方四丁目 35 番 11	学校用地	408.00
土地	小倉南区北方四丁目 468 番 3	学校用地	92.00
土地	小倉南区北方四丁目 484 番 8	学校用地	29.00
土地	小倉南区日の出町一丁目 418 番 3	学校用地	638.00
土地	小倉南区日の出町一丁目 532 番 1	学校用地	521.00
土地	小倉南区日の出町一丁目 533 番 1	学校用地	19.00
土地	小倉南区日の出町一丁目 1462 番 1	学校用地	51.00
土地	小倉南区日の出町一丁目 1463 番 1	学校用地	22.00
土地	小倉南区日の出町一丁目 417 番 4	宅地	308.88
土地	小倉南区日の出町二丁目 1 番 2	学校用地	8,779.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 3 番 9	学校用地	16.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 62 番 3	学校用地	1,090.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 63 番 4	学校用地	1,924.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 3 番 13	学校用地	3.14
土地	小倉南区日の出町二丁目 14 番 4	学校用地	131.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 22 番	学校用地	4,469.00
土地	小倉南区大字北方 29 番 2	学校用地	16.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 30 番 2	学校用地	534.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 36 番 2	学校用地	429.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 39 番 2	学校用地	339.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 62 番 1	学校用地	1,182.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 63 番 3	学校用地	231.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 277 番 2	学校用地	406.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 285 番 2	学校用地	988.00
土地	小倉南区日の出町二丁目 14 番 2	学校用地	12,876.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 572 番 3	学校用地	1,193.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 572 番 2	学校用地	610.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 565 番	学校用地	1,008.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 564 番 5	学校用地	1,058.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 573 番 1	学校用地	849.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 573 番 2	学校用地	49.00

土地	小倉南区蒲生三丁目 543 番 5	学校用地	2,314.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 567 番 5	学校用地	34.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 567 番 2	学校用地	49.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 574 番 2	学校用地	1,454.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 576 番	学校用地	509.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 577 番 2	学校用地	52.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 542 番	学校用地	2,856.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 542 番 3	学校用地	419.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 543 番 4	学校用地	117.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 542 番 1	学校用地	836.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 537 番 2	学校用地	28.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 575 番	学校用地	995.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 580 番	学校用地	525.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 578 番 1	学校用地	2,333.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 578 番 2	学校用地	99.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 529 番 2	学校用地	70.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 574 番 1	学校用地	1,361.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 577 番 1	学校用地	1,266.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 579 番	学校用地	889.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 586 番 2	学校用地	2,031.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 584 番 2	学校用地	142.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 581 番	学校用地	4,327.00
土地	小倉南区蒲生三丁目 587 番	学校用地	1,242.00
土地	若松区ひびきの 1 番 104	学校用地	1,424.00
土地	若松区ひびきの 1 番 105	学校用地	30,176.00
土地	若松区ひびきの 1 番 106	学校用地	2,465.00
土地	若松区ひびきの 1 番 107	学校用地	14,770.00
土地	若松区ひびきの 1 番 112	宅地	10,565.44

別表第 2 (第 2 6 条関係)

資産の種別	施設名称	所在地	構造
建物	営繕室倉庫 (平成 25 年 9 月除却)	小倉南区北方四丁目 2 番 1 号	コンクリートブロック造平家建
建物	1 号館	小倉南区北方四丁目 2 番 1 号	鉄筋コンクリート造 4 階建
建物	2 号館	小倉南区北方四丁目 2 番 1 号	鉄筋コンクリート造 5 階建

建物	図書館本館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	厚生会館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造2階建
建物	武道館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造2階建
建物	第一サークル会館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造4階建
建物	4号館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造5階建
建物	厚生会館ガス庫	小倉南区北方四丁目2番1号	コンクリートブロック造平家建
建物	部室	小倉南区北方四丁目2番1号	コンクリートブロック造平家建
建物	3号館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	4号館EV機械室	小倉南区北方四丁目2番1号	コンクリートブロック造平家建
建物	第二変電室	小倉南区北方四丁目2番1号	コンクリートブロック造平家建
建物	弓道場(射場)	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨造平家建
建物	弓道場(的場)	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨造平家建
建物	体育館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
建物	図書館書庫	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造4階建
建物	倉庫(旧失封用) (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造平家建
建物	消火水槽	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造平家建
建物	図書館新書庫	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄筋コンクリート造4階建
建物	新倉庫 (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造平家建
建物	6号館 (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造2階建
建物	7号館 (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造2階建
建物	看板倉庫(1) (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造平家建
建物	看板倉庫(2) (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造平家建
建物	第二サークル会館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨造3階建
建物	公用車車庫 (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	軽量鉄骨造平家建
建物	1号館EV棟	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨造4階建
建物	厚生会館1F増築分	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨造平家建
建物	清掃用具倉庫 (平成25年9月除却)	小倉南区北方四丁目2番1号	木造平家建

建物	本館	小倉南区北方四丁目2番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付14階建
建物	第一グラウンドトイレ	小倉南区日の出町二丁目3番	コンクリートブロック造平家建
建物	第一グラウンド部室	小倉南区日の出町二丁目3番	鉄筋コンクリート造2階建
建物	第二グラウンドトイレ	小倉南区蒲生三丁目4番1号	コンクリートブロック造平家建
建物	第二グラウンド管理棟	小倉南区蒲生三丁目4番1号	コンクリートブロック造平家建
建物	第二グラウンド倉庫	小倉南区蒲生三丁目4番1号	鉄筋コンクリート造平家建
建物	ひびきの本館	若松区ひびきの1番1号	鉄筋コンクリート造4階建
建物	計測・分析センター	若松区ひびきの1番1号	鉄筋コンクリート造2階建
建物	特殊実験棟（機械系）	若松区ひびきの1番1号	鉄筋コンクリート造2階建
建物	特殊実験棟（建築系）	若松区ひびきの1番1号	鉄筋コンクリート造地下1階付2階建
建物	サークル棟	若松区ひびきの1番1号	鉄筋コンクリート造平家建
建物	留学生会館	若松区ひびきの1番7号	鉄筋コンクリート造4階建
建物	教員宿舎1号棟	若松区ひびきの1番13号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	教員宿舎2号棟	若松区ひびきの1番14号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	教員宿舎3号棟	若松区ひびきの1番22号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	教員宿舎4号棟	若松区ひびきの1番21号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	教員宿舎5号棟	若松区ひびきの1番20号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	教員宿舎6号棟	若松区ひびきの1番19号	鉄筋コンクリート造3階建
建物	教員宿舎7号棟	若松区ひびきの1番17号	鉄筋コンクリート造3階建